令和６年度定期監査（事務監査）（後期）結果に対する措置状況
（地方自治法第199条第14項）

１　総務部

課名	指摘事項	措置状況
総務課	公金の取扱いについて、金庫受入簿の金額誤りや確認漏れ、切手受払簿の取扱者等の押印漏れ、月末時の残高未照合などが見受けられた。また、文書管理では、収受印の押印漏れや施行日の未記載、市が事務局を担当する団体の会長印の押印漏れが見られた。これらの事務処理については、これまでも定期監査や決算審査で改善を促していたにもかかわらず、誤った処理が繰り返されている状況である。改めて、公金等取扱マニュアルや文書取扱規程を確認するなどし、適正な事務処理とチェック体制の強化にあたられたい。	職員一人一人が公金及び各種団体に係る準公金を取り扱う重要性を再認識するとともに、公文書の適正な作成管理に努めるため、公金等取扱マニュアル及び文書取扱規程に則った適正な事務処理を徹底するよう課内職員へ周知を行った。（措置日：令和７年４月１日） また、公金等の取扱いに関する関係書類及び公文書の作成に当たっては、複数人による確認作業を行うなど、チェック体制の改善・強化を図っている。（措置日：令和７年４月以降）

２　総合支所

課名	指摘事項	措置状況
中田総合支所市民課	公金の取扱いにおいて、金庫等点検記録簿が作成されていなかった。常に不祥事や事故の発生防止を意識し、公金等取扱マニュアルを確認の上、適正に管理されたい。	令和７年２月４日の定期監査を受け、金庫等点検記録簿を作成し、指摘事項があった２月末から、公金等取扱マニュアルに従い、所管する金庫、机及びキャビネット等内を点検し、現金取扱簿と照合して、未処理現金、現金取扱簿の記入漏れ、紛失や盗難等がないか確認した。
津山総合支所市民課	年度をまたいで貸付契約をした土地の貸付料について、契約した年度に一括で納入されていた。本来、地方自治法第208条第2項に定められた会計年度及びその独立の原則に基づき、年度ごとに調定し、納入することが正しい事務手続きではないかと思われる。 また、土地賃貸借契約に伴い、翌年度分とするための日付のない請求書を受領し保管する不適切な事務が見受けられた。このことについても、当該年度ごとに事務手続きがなされるべきと考えられることから、適正な契約事務を徹底されたい。	地方自治法第208条第2項に定められた会計年度及びその独立の原則に基づき、年度ごとに会計処理を行うよう所属内職員に周知し、適正な事務処理の徹底に努めることとしました。 （措置日：令和７年３月28日）